七・五GHz以上九・六GHz以下	七〇デシベル
九・六GHzを超え一〇GHz未満	八二デシベル
一〇GHz以上一一・四五GHz以下	七〇デシベル
一一・四五GHzを超え一一・七五GHz未満	八二デシベル
一一・七五GHz以上一二GHz以下	七〇デシベル
一二GHzを超え一二・五GHz未満	八二デシベル
一二・五GHz以上一四・四GHz以下	七〇デシベル
一四・四GHzを超え一五GHz未満	八二デシベル
一五GHz以上一六・八GHz以下	七〇デシベル
一六・八GHzを超え一七・六二五GHz未満	八二デシベル
一七・六二五GHz以上一八GHz以下	七〇デシベル

(二) 対数平均値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）が六〇デシベル以下であり、かつ、一一・七GHz以上一二・七GHz以下の尖頭値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。(三)において同じ。）が七三デシベル毎メートルマイクロボルト以下であること。

(三) 振幅確率分布特性値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）が確率一〇パーセントの場合に七〇デシベル以下であり、かつ、一一・七GHz以上一二・七GHz以下の尖頭値が七三デシベル毎メートルマイクロボルト以下であること。

(8) 妨害波電圧、妨害波電流、磁界強度及び電界強度の測定方法については、総務大臣が別に告示する。

(9) 第四十八条各号に掲げる条件

業務用非放射等設備

十五

(1) 利用周波数が一〇kHzから四〇〇GHzまでの範囲内にあること。

(2) 交流電源端子における妨害波電圧が次に掲げる条件のいずれかに適合すること。

(一) 定格電力が七五キロボルトアンペアを超える設備又はＩＴ電力系統にのみ接続する設備であつて、専用の変圧器又は発電機から給電され低圧の架空電力線に接続せず、かつ、住宅用地から三〇メートル以上離れた場所又は遮蔽として働く構造物によつて隔絶された場所にのみ設置する設備の場合は、次の表に定める値以下であること。

［新設］